

## 第6章 計画の推進、進捗管理

### 1 計画の推進

#### (1) 協働（総働）による計画推進

復興まちづくりを進めるにあたっては、市民一人ひとりが復興の担い手であることを認識し、“被災前のまちや生活を早期に取り戻し、さらなる飛躍につなげていく”という意識を持つことが重要です。その上で、市民が主役であるとの認識のもと、事業者や各種団体、大学、議会、行政等の多様な主体が協働し、適切な役割分担を図るとともに、お互いを尊重し合うことで、復興まちづくりの実現に近づくことができます。

本市では、市民主体のまちづくりを行政が支援する制度として「せいよ地域づくり交付金事業」を実施しており、現在、旧小学校区を基本単位とした27の「地域づくり組織」が設置され、それぞれの地域で事業が実施されています。復興まちづくりにおいても、市民が当事業を積極的に活用するように努め、市民が主体となったまちづくりを支援していきます。

特に、甚大な被害の発生した野村町野村地区においては、被災者の意向等を踏まえつつ、市民・大学・行政等の協働（総働）による野村地区のまちづくり全体のあり方を検討していく場を設け、魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。

#### (2) 庁内体制

本計画は、あらゆる分野にわたり、庁内すべての部署が関係するため、市長を本部長とする西予市復興対策本部を中心とした推進体制のもと、計画の推進と情報の共有化を図ります。

また、重要な課題に対しては、必要に応じて庁内プロジェクトチームを設置し、効果的に、スピード感を持って計画の推進を図ります。

#### (3) 多様な制度の活用による事業実施

復興まちづくりの実現には、多額の費用が必要となります。一方で、今回の災害により本市の産業経済活動が大きな影響を受けており、市の財政にも影響を与えることが想定されます。

そのため、社会基盤整備や産業・生活再建の支援等においては、国や愛媛県等と連携のもと、復興事業に係る財源の確保等に努め、より効果的、効率的な事業の実施に努めます。

また、国や愛媛県の補助事業等の対象とならない身近な河川や道路等の被災箇所に関する復旧については、地域住民の意向等も踏まえつつ、適切に対応していきます。

## 2 進捗管理

### (1) 西予市復興対策本部による定期的な事業の見直し

計画の進捗管理にあたっては、庁内組織である西予市復興対策本部を中心に、市民意向や経済社会情勢の変化を踏まえながら、常に事業の優先度等を見直していくこととします。

### (2) 進捗状況の公表

平成30年7月豪雨では、多くの河川や水路、道路等が被災したことから、発災後、順次、災害復旧事業等を進めていますが、市民にとっては身近な被災箇所の復旧工事等が進まない、その実感がわからないものと想定されます。

そのため、災害復旧事業等の進捗状況や工程計画等について、広く市民に情報発信を行うとともに、必要に応じて説明会の開催等に取り組めます。

また、短期計画期間の2021年度末においては、本計画を評価・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。